青森県規則第三十六号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

うに改正する。 青森県生活保護法施行細則 (平成七年三月青森県規則第二十三号) の一部を次のよ

給付金支給申請書」に改める。 第二十条(見出しを含む。)中 「進学準備給付金支給申請書」を「進学・ 就職準備

不支給) める。 条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」 (不支給) 第二十二条の見出しを「 第二十一条の見出しを「(進学・就職準備給付金支給等決定調書)」に改め、 「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給 決定調書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給) 決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」に改 (進学・就職準備給付金支給等決定通知書) に、 決定調書」に改める。 「進学準備給付金支給 \_ に改め、 同条 同

申請者	第三十八
住氏個人	八号 様
所名番号	式中
	「申請者
	往氏
□に改める。	肝名
	<u></u>
	を

第四十一号様式を次のように改める。

無日十川中郷紀日「進学準備給付金支給(不支給)決定通知書」や「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」以、「進学準備給付金の」や「進学・就職準備給付金の」以名名や。

温装

この規則は、公布の日から施行する。